



今号の主な内容

- 2▶3 平成20年度国民健康保険税の納付が始まります
- 4▶5 個人の市・県民税は正しく理解して適切な納税を
- 6 6月定例会から佐賀市議会本会議をインターネットで配信
- 7 佐賀市パブリックコメント意見募集・結果
- 8 農用地利用計画の変更（農振除外・編入）の受付を一時中止
- 12▶17 お知らせ
- 18 6月の相談コーナー
- 20▶21 こどものページ
- 22▶23 ほけんのページ
- 26 図書館だより
- 28 「トンボ王国・さが」トンボ写真コンクール



大和花しょうぶ園開園 (大和中央公園内)

■開園期間 6月22日(日)まで 9時~18時

■入園料 高校生以上 500円

小・中学生 300円

◎問い合わせ 大和支所 建設課 ☎51・2415

(土・日は☎62・1111(代表))

平成
20年度

国民健康保険税の納付が始まります

平成20年度からの主な変更点

国民健康保険税は、世帯単位で課税されます。6月中旬に、納税通知書を納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含む）宛に送付します。納期内での納付をお願いします。

国民健康保険の医療費は、

- ① 皆様が納める保険税
 - ② 国からの負担金など
 - ③ 病気やけがで病院にかかったとき窓口で支払う一部負担金
- でまかなわれています。

医療費が増えると保険税も増えることとなります。国保運営の健全化を図るためにも適切な受診に努めましょう。

※擬制世帯主とは、国民健康保険被保険者の属する世帯において、その世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の世帯主のことです。納税義務や届出義務は擬制世帯主が負うこととなります。

《後期高齢者支援金課税額の創設》

今回新たに後期高齢者支援金分保険税を賦課徴収します。

税率・税額については、新医療分と後期高齢者支援金の合計が現行医療分となっています。（下表）

《賦課限度額の変更》

医療分の賦課限度額（56万円）が、新医療分（47万円）と後期高齢者支援分（12万円）に変更になります。（下表）

《年金からの特別徴収》

4月から特別徴収が始まりました。次の条件に全てあてはまる場合、国保税が世帯主の年金から原則として特別徴収（天引き）されます。

- ① 65歳以上75歳未満のみで構成される国保世帯
- ② 年金が年間18万円以上
- ③ 介護保険料と国保税の合計が年金の1/2を超えない場合

平成20年度

平成19年度

平成20年度		平成19年度	
所得割 (8.3%)	新医療分	所得割 (10.4%)	現行医療分
均等割 (17,100円)		均等割 (24,000円)	
平等割 (32,900円)		平等割 (38,500円)	
賦課限度額 (47万円)		賦課限度額 (56万円)	
所得割 (2.1%)	後期高齢者支援分	所得割 (2.1%)	介護分
均等割 (6,900円)		均等割 (8,000円)	
平等割 (5,600円)		平等割 (4,600円)	
賦課限度額 (12万円)		賦課限度額 (9万円)	
所得割 (2.1%)	介護分	所得割 (2.1%)	介護分
均等割 (8,000円)		均等割 (8,000円)	
平等割 (4,600円)		平等割 (4,600円)	
賦課限度額 (9万円)		賦課限度額 (9万円)	

納付方法など

《納付方法》

特別徴収（年金天引き）世帯以外の納付は、口座振替や、金融機関にて納付書で納めていただきます。納付書納付の場合は、6月中旬に10期分の納付書をまとめて送付します。

途中で税額が変更になった場合は、新しい納付書を送付します。

なお、特別徴収となる場合は、口座振替を申し込まれていても特別徴収が優先されます。

《納付期限》

普通徴収：年10期

6月～翌年3月の10回払いで、納期限は通常各月の月末です。月末（7期については12月26日）が閉庁日の場合は、翌月最初の業務日が納期限となります。

特別徴収：年6期

次の掲げる月に支給される年金から天引きとなります。

仮徴収：4月・6月・8月

本徴収：10月・12月・2月

《納付は便利な口座振替で》

① 預（貯）金通帳

② 通帳のお届け印

③ 納税通知書または国民健康保険証

右の①～③を持って、指定金融機関または市役所国民健康保険の窓口でお申し込みください。

保険税の算定方法

	新医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40歳以上65歳未満の人)
①所得割額	$(\text{平成19年中の総所得金額} - 33\text{万円}) \times 8.3\%$ ※所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計。 ※擬制世帯主の分は除きます。	$(\text{平成19年中の総所得金額} - 33\text{万円}) \times 2.1\%$ ※所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計。 ※擬制世帯主の分は除きます。	$(\text{平成19年中の総所得金額} - 33\text{万円}) \times 2.1\%$ ※所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計。 ※擬制世帯主の分は除きます。
②均等割額	被保険者1人当たり 17,100円	被保険者1人当たり 6,900円	被保険者1人当たり 8,000円
③平等割額	1世帯当たり 32,900円	1世帯当たり 5,600円	1世帯当たり 4,600円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円

◎1年間(年度)の保険税額は①②③の合計額です。

◎年度途中で世帯の被保険者に異動(加入や脱退等)があった場合は、その人の分についての税額を月割りで計算し直します。

- ・年度途中の加入の場合は、加入された月からの分が加算されます。
- ・年度途中の脱退(転出や職場の健康保険へ加入した場合等)の場合は、脱退された月の前月分までの課税となります。

※総所得金額は、平成19年中(1月~12月)の分です。

※年度途中で所得に変更があった場合や、加入・脱退などで世帯に変更があった場合などは、その都度保険税額も変更になります。

保険税の軽減

保険税は前年中の所得をもとに計算しますが、負担能力に応じて税額を軽減します。

減額対象所得(世帯主「擬制世帯主を含む」及びその世帯の被保険者全員の総所得金額を合計した額)が一定基準以下の場合、保険税のうち均等割額と平等割額を減額します。

①「7割軽減」減額対象所得が33万円以下の世帯。

②「5割軽減」減額対象所得が、世帯主を除いた被保険者数×24万5千円+33万円以下の世帯。

③「2割軽減」減額対象所得が、被保険者数×35万円+33万円以下の世帯。

なお、世帯の中に未申告の方がおられる場合は軽減に該当しませんので、所得がない方も必ず申告をしてください。

後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減等措置

《特定世帯に対する軽減》

国保制度の被保険者が後期高齢者医療制度への移行により単身世帯となる場合、5年間、新医療分及び後期高齢者支援分に係る平等割額を半額とします。

《旧被扶養者に対する減免(申請が必要です)》

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度への移行により65以上の被扶養者が国保制度に加入される場合、2年間の緩和措置を行います。

①旧被扶養者に係る所得割を賦課しない。

②7割又は5割軽減に該当の場合を除き、旧被扶養者に係る均等割を半額とします。また、被保険者が旧被扶養者のみの世帯となる場合、平等割額を半額とします。

◎問い合わせ 佐賀市本庁 保険年金課 国保税一係 ☎40・7272

または各支所保健福祉課

諸富 ☎47・4892

富士 ☎58・2114

川副 ☎45・1113

久保田 ☎68・3139

大和 ☎51・2425

三瀬 ☎56・2111

東与賀 ☎45・1603

平成20年度 (平成19年分)

個人の市・県民税は？

正しく理解して、適切な納税をお願いします

個人の市・県民税は、市や県が皆さんの日常生活に直接結びついた利便やサービスを提供するために、必要な経費を皆さんに広く分担しあっていたり、ただくものです。

平成20年度の改正点

1. 地震保険料控除の創設
(損害保険料控除は廃止されました)

地震保険料等の支払金額の1/2に相当する金額(最高25,000円)が控除されます。

損害保険料控除廃止の経過措置として、平成18年12月末日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等(損害保険契約等のうち満期返戻金等のあるもので保険期間・共済期間が10年以上のもの)については、従前の損害保険料控除を適用します(最高10,000円)。地震保険料控除と長期損害保険料控除を合わせて適用する場合の控除額は、最高25,000円で

2. 住宅ローン控除の取り扱いについて(平成20年度から平成28年度分の市県民税に適用)

これまで住宅ローン控除は所得税のみに適用されていましたが、税源移譲による所得税と市・県民税の税率改正により、所得税の住宅ローン控除の控除金額が減額になる場合があります。こうした方については、税率改正前の税額計算上の住宅ローン控除金額を補償する趣旨で、所得税で控除できなかった金額を市・県民税から控除する制度が設けられました。

(注) 還付ではなく、市・県民税が減額になります。

対象となる方

平成11年から平成18年末までに入居した住宅ローン控除の適用を受けている方のうち、税源移譲により、所得税で適用される住宅ローン控除金額が減額になる方です(住宅ロ

3. 65歳以上の非課税措置の廃止について

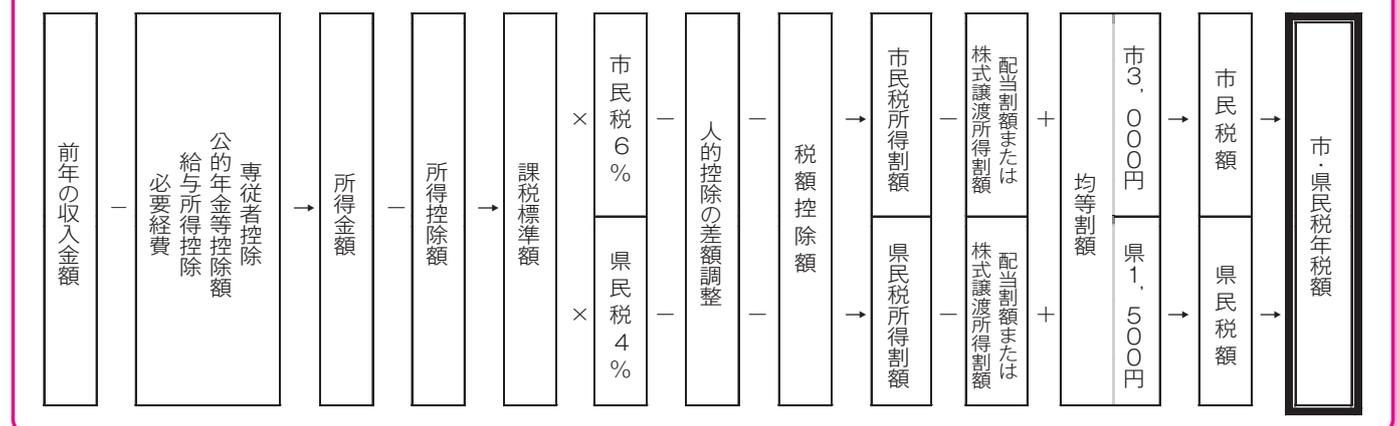
平成17年度までは、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方は市県民税(均等割と所得割)が非課税とされていましたが、平成18年度から廃止されています。

なお、昭和15年1月2日以前生まれの方については平成19年度まで経過措置がありましたが、今回からは全額課税になります。

課税年度	所得割	均等割
平成20年度	全額課税	(市民税：3,000円、県民税：1,500円※)
平成19年度	3分の2	(市民税：2,000円、県民税：600円)
平成18年度	3分の1	(市民税：1,000円、県民税：300円)

※森林環境税(県民税)の平成20年度からの導入により、従来の県民税均等割額に年額500円が上乘せられ、1,500円となりました。
[森林環境税に関する問い合わせ] 佐賀県 経営支援本部税務課 ☎25・7021

◎平成20年度(19年分) 税額の計算方法



4. 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置（平成19年度分市・県民税にのみ適用）

国から地方への税源移譲により、平成19年度の市・県民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が上がった分は平成19年分の所得税で調整され、税負担の合計額は原則として変わらないことになっていきます。しかし、平成19年中の所得が大きく減少し、所得税がかからなくなってしまう場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなる場合もあります。

このような平成18年中と平成19年中の所得の変動による負担増を調整するため、経過措置が設けられています。

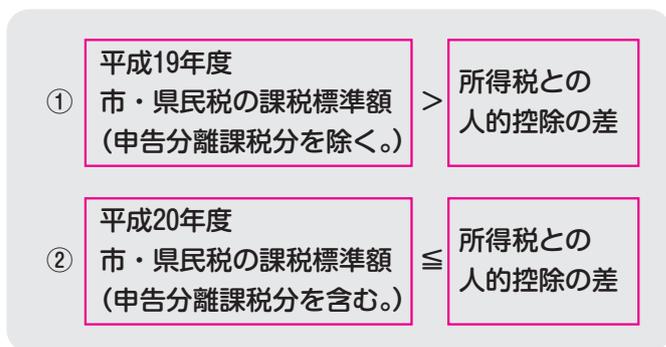
■対象となる方

以下の①と②の両方に該当する方。

■計算方法

平成19年度の課税標準額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

すでに納付済みの場合は、還付します。



■この制度を受ける場合

平成20年7月1日から平成20年7月31日までに平成19年1月1日現在の住所地の市区町村への減額申告書の提出が必要です。

※この制度に該当する可能性がある方につきましては6月下旬に個別にお知らせをする予定です。

用語解説

◆所得金額

所得の種類に応じて、その収入金額から必要経費（給与所得者の場合は給与所得控除額、公的年金受給者の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額です。

◆所得控除額

配偶者や扶養をしている親族がある人、生命保険の支払いをしている人など個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額です。

◆人的控除

所得控除の中でも配偶者や扶養に関する控除のことで、市・県民税と所得税では控除額が異なります。

◆課税標準額

所得金額から所得控除額を差し引いたもので、個人市・県民税の所得割額を計算するうえで基準となる金額です。

◆税率

税率は課税標準額に関わらず、一律10%です。

◆税額控除

配当所得などがある人が受けられる控除です。

◆均等割

市民の皆さんに均等に負担していただくもので、税額は4,500円です。

◆所得割

所得割は前年1年間の所得に応じて、上記の方法で計算される税額です。

市税のQ&A

Q 昨年会社を退職し退職後に市・県民税を納めました。今年の6月にも納税通知書がきました。なぜですか？

A 市・県民税は、前年中の所得に基づき課税されます。

給与差引き（特別徴収）の場合は、通常6月から翌年5月までの12回で差引きされます。退職後に納めていただいた市・県民税は、昨年度分の市・県民税の

うち、退職により給与から差引きできなくなった残額で、今年の6月に送られてきた納税通知書は、昨年中の所得（昨年1月から退職までの所得）に基づき課税された今年度分の市・県民税です。

Q 年の途中で引っ越して来た場合の市・県民税はどこへ納めるの？

A 市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市町村が課税することになっていきますので、平成20年度の市・県民税については平成20年1月1日にお住まいだった市町村に納めていただくこととなります。

6月定例会から 佐賀市議会本会議を インターネットで配信します！

- ライブ配信（生中継）
（議会を生中継します）
- 録画（オンデマンド）配信
（24時間いつでも視聴可能です）

市ホームページ>市役所の案内>動画配信 からアクセスしてください。みなさまのご利用をお待ちしています。

◎問い合わせ
佐賀市議会事務局 議事調査係
☎40・7311 FAX25・5407

佐賀市ホームページ (<http://www.city.saga.lg.jp/>)

職員出前講座

市役所で行っている業務の内容や様々な計画など、皆さんの生活に密着したテーマについて職員が出向き、説明します。

■対象 市内に在住又は市内に通勤・通学している方々で10名以上のグループ

■開催日時 9時～21時で1回2時間程度（土・日・祝日希望の場合は要相談）

■開催場所 申込者が指定する場所
（自宅、職場、公民館など）

■費用 無料（会場使用料は受講者負担）

■申込方法 受講希望日の14日前までに秘書課公聴係へご連絡ください。

■テーマ表 佐賀市ホームページ
<http://www.city.saga.lg.jp/>
（職員出前講座）、各校区公民館、各支所等に設置しています。

◎申し込み・問い合わせ
本庁 秘書課 公聴係

☎40・7024
FAX24・3463

市長交際費

市長自らが、市を代表して行う行為に要する経費

単位：円、（ ）内は件数

月	弔慰	見舞い	御祝	賛助	激励金	接遇	会費	その他	合計
4月	20,000 (2)						11,500 (2)		31,500 (4)
5月	10,000 (1)					6,300 (1)	10,000 (2)		26,300 (4)
6月						3,150 (1)	10,000 (1)		13,150 (2)
7月							2,500 (1)		2,500 (1)
8月	15,000 (2)				300,000 (1)	10,500 (1)			325,500 (4)
9月	10,000 (1)						31,000 (4)		41,000 (5)
10月	30,000 (3)						10,000 (1)		40,000 (4)
11月	10,000 (1)					10,080 (2)	23,000 (6)		43,080 (9)
12月	30,000 (3)						10,000 (1)		40,000 (4)
1月	10,000 (1)				30,000 (1)	34,138 (2)	52,000 (8)		126,138 (12)
2月		4,956 (1)							4,956 (1)
3月	30,000 (3)					42,432 (2)			72,432 (5)
合計	165,000 (17)	4,956 (1)	0 (0)	0 (0)	330,000 (2)	106,600 (9)	160,000 (26)	0 (0)	766,556 (55)

市交際費

市が、市として行う行為に要する経費並びに、副市長、部長および課長などが職務として行う行為に要する経費

単位：円、（ ）内は件数

月	弔慰	見舞い	御祝	賛助	激励金	接遇	会費	その他	合計
4月							5,000 (1)		5,000 (1)
5月	20,000 (1)	4,950 (1)		28,350 (3)					53,300 (5)
6月					30,000 (3)		3,000 (1)		33,000 (4)
7月									0 (0)
8月	10,000 (1)								10,000 (1)
9月	30,000 (2)					22,050 (1)	8,000 (1)		60,050 (4)
10月				23,100 (1)					23,100 (1)
11月					10,000 (1)	42,840 (1)	8,500 (1)		61,340 (3)
12月							6,000 (1)		6,000 (1)
1月		4,950 (1)		7,862 (1)			5,000 (1)		17,812 (3)
2月						5,000 (1)			5,000 (1)
3月					10,000 (1)	9,450 (1)			19,450 (2)
合計	60,000 (4)	9,900 (2)	0 (0)	59,312 (5)	50,000 (5)	79,340 (4)	35,500 (6)	0 (0)	294,052 (26)

平成19年度 市長交際費・市交際費の 執行状況

支出種別の説明

- ◇弔慰 市政関係者及びその親族（配偶者及び一親等の親族に限る）に対する香典、供花などの病氣、災害などに際しての見舞い金など
- ◇御祝 記念行事、式典などに際しての祝金など
- ◇賛助 各種大会、新聞などの特別企画などで公益性のあるものに対する賛助金など
- ◇激励金 小学生、中学生および高校生の各種全国大会参加ならびに市民などの国際大会、海外青年協力隊及びシニア海外ボランティアへの参加に際しての激励金など
- ◇接遇 来客、市政関係者との懇談及び土産記念品など
- ◇会費 市政の円滑な運営に資する会議、会合、研修会などの参加費など
- ◇その他 前各号に掲げるもの以外の交際費

※詳しくは、市のホームページ、または、総務法制課情報公開係（本庁1階西側）で公表しています。

◎問い合わせ
本庁 秘書課 秘書係
☎40・7020

市民の皆さんの

ご意見募集!

(佐賀市パブリックコメント制度)

パブリックコメント制度(市民意見聴取制度)とは、市が計画や条例等を策定する場合に、市民の皆さんからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮して最終案を作り上げていく一連の手続きです。

第一次佐賀市総合計画(改訂案)について

佐賀市では川副町・東与賀町・久保田町との合併に伴い、平成19年~26年までのまちづくりの指針である第一次佐賀市総合計画の見直しを行っています

総合計画は、本市の目指すべき将来像とその実現のための政策を全般的に示すもので、市政の根幹となる計画です。

募集期間	6月1日(日)~6月30日(月) 17時15分必着
応募方法	住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、直接持参(政策案の公表先で提出可 ※閉庁日を除く)
担当部署(問合せ先)	〒840・8501 佐賀市栄町1番1号 総合政策課 企画係 ☎40・7025 FAX29・2095 電子メール (sogoseisaku@city.saga.lg.jp)

政策案の公表先

計画(案)の内容については、市ホームページ(<http://www.city.saga.lg.jp/>)、総合政策課(本庁2階)、情報公開コーナー(本庁1階西側)、各支所総務課、市立公民館(旧佐賀市)でご覧いただけます。

意見募集結果

佐賀市パブリックコメント制度
(市民意見聴取制度)

下記の案件に対しまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。お寄せいただいた意見を考慮して計画を策定いたしました。(策定いたしました佐賀市住宅マスタープランについては下記担当部署(本庁)、支所担当課等でご覧いただけます。)

なお、お寄せいただいたご意見の内容と市の考え方は下記公表先にてご覧いただけます。

案件名	提出者	意見数	担当部署(本庁) 問い合わせ先	支所担当課
佐賀市住宅マスタープラン(案)について	1人	1件	建築住宅課 住宅政策係 ☎40・7291 FAX40・7392	建設課(三瀬支所は産業建設課)

■公表先 市のホームページ(<http://www.city.saga.lg.jp/>)の「市政への参加」→「パブリックコメント」、建築住宅課(本庁4階東側)、情報公開コーナー(本庁1階西側)、各支所担当課、市立公民館(旧佐賀市)

水ヶ江鬼丸線の都市計画の変更原案の説明会と公聴会

■対象となる路線及び変更内容

- ①路線名 水ヶ江鬼丸線(中の館町~水ヶ江五丁目)
- ②変更内容 計画幅員15mから一部区間7.5mへ幅員の縮小および路線形状の一部変更。

【説明会】 6月14日(土) 19時~(場所...赤松公民館)

【公聴会】 6月28日(土) 19時~(場所...赤松公民館)

変更原案は縦覧できます

■縦覧期間 6月6日(金)~6月27日(金)

(土・日曜日を除く) 8時30分~17時15分

■場所 本庁4階 都市政策課

公聴会での公述の申し出方法

住所、氏名、年齢を記入の上、意見の趣旨とその理由を記載し、本庁都市政策課まで郵送か持参、または電子メールにより提出してください(様式は自由です。)

■受付期間 6月23日(月)17時15分まで

※同じ趣旨の意見や公述申し出が多数の場合は、人数と時間を制限することがあります。
※公聴会の傍聴は自由ですが、傍聴者の公聴会会場の発言はできません。

※公述申し出がない場合は、公聴会を中止します。中止の場合は、本庁都市政策課において6月24日(火)にその旨を掲示し、市のホームページにも掲載します。

◎問い合わせ

〒840・8501
佐賀市栄町1番1号

都市政策課(本庁4階)

☎40・7163

✉foshin@city.saga.lg.jp



パスポート の手続きは 市民サービスセンターで

佐賀市に住民票がある方のパスポートの申請や受け取りの場所は、白山エスプラッツ内市民サービスセンターです。本籍地が佐賀市の方は、申請時に必要な戸籍もおとりいただけます。

【市民サービスセンター】

■所在地 佐賀市白山二丁目7番1号
(エスプラッツ2階)

■営業時間 平日10時～18時30分
※火曜日は19時まで

■駐車場

エスプラッツ北側・東側「永池駐車場」又はエスプラッツ西「白山駐車場」をご利用いただいた方は、1時間無料券をお渡しします。
※駐車券をご持参ください。

◎問い合わせ 佐賀市市民サービスセンター
☎27・6700 FAX27・6690



ご注意ください！

農用地利用計画の変更（農振除外・編入）の受付を一時中断します

平成21年度に佐賀農業振興地域整備計画の策定を行うため、平成21年1月21日から農用地利用計画の変更（農振除外・編入）の受付を一時中断します。農用地区域内農地（青地）農地をお持ちの方で、農業用倉庫、分家住宅等を建築する目的で農振除外を予定されている方はご注意ください。

■受付の一時中断期間

平成21年1月21日～（1年程度）

※再開の時期については、改めて市報等でお知らせします。

■中断期間に入る前の農振除外・編入手続きの締切日【参考】

- ①平成20年7月22日(火)
- ②平成20年10月20日(月)
- ③平成21年1月20日(火)

◎申し込み・問い合わせ

本庁 農業振興課 ☎40・7118

または各支所 産業振興課（三瀬は産業建設課）

諸富	☎47・4905	川副	☎45・8912
大和	☎51・2430	東与賀	☎45・1022
富士	☎58・2860	久保田	☎68・3156
三瀬	☎56・2111		

道路に接する部分や多くの市民が見たり感じたりすることができ空間からみどりを増やしていくことを共通のルールとし、見えるみどりの景色を増やしていくことを目指します。

○公共施設の緑化
市が所有、管理する施設については積極的に緑化します。

○民間施設の緑化
一定規模以上の敷地において開発行為などする場合は事前に緑化の協議が必要になります。

○緑化協定
接道部の緑化に関して、市民・事業者のみなさんが合意した場合（3戸以上連担）、市長と協定を締結することができます。

○緑化支援補助金
緑化協定を締結された方に、市が緑化経費の一部を補助します。（対象経費の1/2。上限5万円）

◎問い合わせ
本庁 緑化推進課
緑化推進係
☎40・7164
FAX26・7376

みどりの啓発！
地域の緑化活動に積極的に参加していただけるよう、またみどりについての知識を深めてもらえるよう、市が啓発や団体の育成に努めています。

みどりを増やそう！

みどりあふれるまちづくり条例
6月1日から市内全域が
対象となります！

みどりを守ろう！



3歳以上～小学校就学前までのお子様の医療費の一部を助成しています

■助成対象者

佐賀市内に住所を有し、かつ健康保険に加入している3歳誕生月の翌月から小学校就学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子様

■助成対象となる医療費

- ・ **歯科** 保険診療による一部負担金
- ・ **入院時の保険診療** による一部負担金（平成19年11月以降診療分が対象）

※保険外や自費分については、対象となりません。

■申請・助成方法

【申請方法】

事前に受給資格の申請をする必要はありません。医療機関等の窓口で一部負担金をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に市の窓口で次のものをお持ちの上、助成の申請をしてください。（支払月から1年以内に申請をしてください）

【お持ちいただくもの】

- ◎印鑑（朱肉を使うもの）
 - ◎健康保険証（お子様のお名前が記載されているもの）
 - ◎保護者名義の預金通帳（郵便局以外のもの）
 - ◎医療機関等から診療総点数等の記載証明をうけた助成申請書（市の窓口にあります）
- またはお子様のお名前、診療総点数、診療月、金額、医療機関の領収印が明記された領収書

【助成方法】

次の金額を登録された口座へ振り込みます。

◇歯科助成申請分

助成対象となる一部負担金から1医療機関1か月あたり300円を控除した金額（歯科調剤薬局分は一部負担金全額を助成します。）

◇入院助成申請分

- 1 医療機関1か月あたり一部負担金の1/2相当額
- ※高額療養費等に該当される場合は、加入健康保険での手続きが先になります。
- ※ひとり親家庭等医療費助成または、重度心身障害者医療費助成の受給資格をお持ちの方は、それぞれの医療助成制度で申請してください。
- ※制度の詳細についてはお問い合わせください。

◎申し込み・問い合わせ

- 本庁 福祉総務課
 - 母子福祉係
 - （1階45～47番窓口）
 - ☎40・7252
 - FAX25・5440
- または各支所保健福祉課
（三瀬支所は保健センター）

児童手当の現況届をお忘れなく！

児童手当を現在受給している方は、6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。

この届は、平成20年6月1日時点における児童の養育状況や受給者の年金加入状況、平成19年中の所得等を確認し、受給資格を審査するために必要な手続きです。

※受付期間中に届出がない場合は、6月分以降の手当が差し止めになりますので、必ず期間内に提出してください。

※手当受給者の方へは、手続きの際に必要な書類等についての「現況届案内書類」を6月上旬に郵送します。

■受付期間

6月9日（月）～6月30日（月）

※土曜日を除きます。

■受付時間

月～金 8時30分～17時

日曜日 9時～16時

（本庁のみ）

■受付場所

- 本庁 1階
- 第1会議室（1階東側）
- または各支所 保健福祉課

また、郵送でも受付します。方法は「現況届案内書類」でご確認ください。

※郵便事故などによる未着に對しては補償できません。

平成20年度（平成19年中）所得制限限度額表

扶養親族等の数	児童手当 (国民年金加入者等)	特例給付 (厚生年金等の加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※金額は年収ではなく控除後の所得額です。詳細はお問い合わせください。
※公務員（独立行政法人・郵政公社を除く）の方は、職場へお問い合わせください。

◎問い合わせ

- 本庁 福祉総務課
 - 母子福祉係
 - ☎40・7252
 - FAX25・5440
 - ✉fukushisomu@city.saga.lg.jp
- または各支所 保健福祉課

お得な

市営バス回数券

が一部の支所でも買えるようになりまして!

100券

100円券×24枚綴り



ミックス券

40円券×15枚、50円券×18枚
60円券×15枚



販売価格は各2,000円で、2,400円分使えます

新たな販売窓口

- 大和・諸富・川副支所 市民サービス課
- 東与賀支所 保健福祉課
- 久保田支所 総務課

※佐賀県内を走る他のバス(西鉄、昭和、祐徳等)にもご乗車できますが、高速バスにはご利用できません。

※回数券は各種割引制度とは併用できません。

◎問い合わせ 佐賀市交通局 ☎23・3155

ひと ひと
女・男フォーラム2008

「パートナーシップと子育て」 鈴木光司 講演会

「リング」「らせん」等の作家として知られ、また専業主夫として子育てをした経験に基づいた著書も数多く出版されている鈴木光司さんに、子育てと家族の関係についてお話をいただきます。家庭における男女共同参画について、一緒に考えてみませんか?



講師 鈴木 光司さん

■日時 6月22日(日) 13時~14時30分

■場所 市立図書館 2階 多目的ホール

■定員 100名(事前に電話、FAXにてお申込ください。)

■入場料 無料

※託児は定員10名(6カ月から就学前まで。6月16日までにお申し込みください)

◎申し込み・問い合わせ

本庁(2階)男女共同参画課 ☎40・7014 FAX29・2095

佐賀市では、セクハラや性別による差別的取り扱いを受けた等、男女共同参画に関する相談や意見に対する窓口を設置しています。相談員が対応し、他の機関と連携しながら解決へ向け一緒に考えます。

トンボ王国
さが
20周年

「エコプラザ子ども環境講座」 トンボ教室



身近な自然に親しみながら自然環境の大切さを学びます。「トンボの観察・採集コース」と「コンパクトデジタルカメラによるトンボの写真撮影コース」に分かれて活動します。また、希望者には16時から標本づくりを指導します。

A 白石原湿原と鳥栖のトンぼ公園 [6月22日(日) 9時~16時]
B 榎原湿原・淀姫神社(富士町)・横武クリーク公園 [7月13日(日) 9時30分~16時]

※榎原湿原では昆虫・植物等の採集はできません。

※AとB両方応募することができますが、募集期限がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

■集合場所 佐賀市清掃工場(環境センター)
※貸切バス利用

■募集人員 A・B各40名

(※応募多数の場合抽選)
※原則として小学3年生以上。(小学生は保護者同伴)

■参加料 1家族100円(資料代)(標本作製を希望される方は、別途材料費負担)

※採集用具は貸し出しますが、デジタルカメラは各自ご用意ください。

■申込方法

参加希望者全員(保護者含む)

の①〒住所②氏名(ふりがな)

③年齢(高校生以下は学年まで)

④電話番号⑤過去のトンボ教室参加の有無⑥参加コー

ド

■募集期限

6月12日(木)必着

BA 7月3日(木)必着

◎申し込み・問い合わせ

〒849・0917

佐賀市高木瀬町大字長瀬2

369(佐賀市清掃工場内)

環境課 環境教育推進係

☎30・2430

FAX30・2494

✉kanky@city.saga.lg.jp